

下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-8の規格に適合するものとする。

表2-8 下層路盤の品質規格

| 工法 | 種別 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | |
|------|---------------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------|------------------------|
| 粒状路盤 | クラッシュラン 砂利、砂 | P I | 舗装調査・試験法便覧 F005 | 6以下 | |
| | | 修正 C B R (%) | 舗装調査・試験法便覧 E001 | 20以上 [30以上] | |
| | 再生クラッシュラン (R C - 40) (R C - 30) | P I | 舗装調査・試験法便覧 F005 | 6以下 | |
| | | 修正 C B R (%) | 舗装調査・試験法便覧 E001 | 下層路盤 30以上 [40以上] | 歩道路盤 20以上 [30以上] |
| | 高炉徐冷スラグ | 呈色判定試験 | 舗装調査・試験法便覧 E002 | 呈色なし | |
| | 製鋼スラグ | 水浸膨張比 (%) | 舗装調査・試験法便覧 E004 | 1.5以下 | |
| | | エージング期間 | - | 6ヶ月以上 | |

(注1)特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するC B Rを修正C B Rとする。

(注2)鉄鋼スラグにはPIは適用しない。

(注3)アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は、修正C B Rの規格値の値は[]内の数値を適用する。なお40 でC B R試験を行う場合は20%以上としてよい。

(注4)再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。また、セメントコンクリート発生材を使用する場合は金属片、内装材、木片などの異物が混入してはならない。

(注5)鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、6ヶ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングしたあとの水浸膨張比が0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを確認してエージング期間を短縮することができる。

(注6)再生材は、不特定多数の工事現場から発生する建設副産物が原材料であるため、性状が著しく異なる場合が多い。このため、再生材の購入に当たっては、十分な品質管理が行われているものを購入しなければならない。施工に際しては、その特性をよく理解した作業体制を組み、常に注意し観察を怠らず必要に応じて試験や測定を行い、その品質と出来形を確認しなければならない。